

**自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき
国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが
構造上困難であると認める自動車を定める告示案（仮称）**

I. 背景

電動キックボード等の新たなモビリティは、海外の一部の国において、新しい移動手段として活用が進んでおり、我が国においても企業実証特例制度により実証が進んでいるほか、昨年4月27日に公布され、本年7月1日より施行される予定の道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、「特定小型原動機付自転車」として位置付けられるものについては、より一層の普及が想定される。

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）第8条（同法第9条の5第1項において読み替えて準用する場合を含む。）において、自賠法第2条第1項に規定する自動車（原動機付自転車を含む。）は、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「自賠証等」という。）の備付け義務が規定されており、自賠法第85条第1項において自賠証等の提示義務が規定されている。他方、電動キックボード等の新たなモビリティや一部の二輪車は車体の構造上、自賠証等を備え付けることが難しく、運転者がその都度自賠証等を携行する必要があるなど、その他の自動車と比して義務の履行に負担がある。

以上を踏まえ、国土交通大臣が自賠証等を備え付けることが構造上困難であると認める自動車（以下「備付け困難自動車」という。）に対しては、自賠証等の備付け義務や提示義務の履行方法について電磁的媒体による方法も可能とするため、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（仮称）を新たに制定するところ、国土交通大臣が自賠証等を備え付けることが構造上困難であると認める自動車について別途定めるため、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第三条及び第五条の規定に基づき国土交通大臣が自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けることが構造上困難であると認める自動車を定める告示（仮称）を新たに制定するものである。

II. 概要

国土交通大臣が自賠証等を備え付けることが構造上困難であると認める自動車は、保管装置（以下の全ての構造要件を満たすものに限る。）を有しない自動車とする。

1. 縦210mm以上×横148mm以上の大きさを有すること。
2. 密閉できること。
3. 警察官又は自賠法第85条第1項に基づき行政職員に自賠証等の提示を求められた際、容易かつ迅速に取り出せること。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和5年3月上旬

施行：令和5年6月1日